

# 研修代替職員派遣による介護人材定着促進事業実施要綱

## 1 事業の目的

青森県内の介護保険施設、介護保険サービス事業所・施設等(以下「事業所等」という。)が、当該事業所等に従事する介護職員等(以下「現任介護職員」という。)に、資質向上や資格取得に向けて実務者研修等を受講させる場合に、介護福祉士等の潜在的有資格者等を代替職員として派遣することで、現任介護職員の資質向上と、代替雇用等を通じた介護人材の確保・定着を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

青森県

## 3 本事業の実施方法

本事業は、県が適当と認めた労働者派遣法に規定する労働者派遣事業を行う法人(以下「派遣会社」という。)に委託して実施する。

## 4 代替職員の派遣

### (1) 派遣の対象となる事業所等

派遣の対象となる事業所等は、次のいずれにも該当するものとする。

- ① 青森県内に所在する、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定介護サービス事業者・施設又はその他介護職員の配置が必要とされている社会福祉施設
- ② 現任介護職員の資質向上を図るため、事業所等が策定する研修計画に基づき現任介護職員を研修に参加させる事業所等
- ③ 派遣期間終了後に、代替職員を原則正規雇用職員として直接雇用する意思を有する事業所等

### (2) 派遣の対象となる職種

代替職員の派遣の対象となる現任介護職員の職種は、介護職員、訪問介護員、生活相談員、介護支援専門員等、事業所等における人員基準で定められた職種(直接処遇職員)とする。

なお、管理者、サービス提供責任者、事務職員、医師、薬剤師、看護職員、栄養士、調理員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師及びあんまマッサージ指圧師)は対象外とする。

### (3) 派遣の対象となる研修等

- ① 介護福祉士実務者研修
- ② 介護職員初任者研修
- ③ 介護福祉士国家試験受験対策講座等
- ④ その他、介護職員の資質向上に有益であると判断される研修

#### (4) 代替職員の対象者

- ① 代替職員は、次の資格等を有する者とする。
  - ア 介護福祉士
  - イ 訪問介護員1級・2級・介護職員初任者研修修了者
  - ウ 介護福祉士実務者研修修了者
  - エ 介護支援専門員
  - オ その他知事が適当と認める資格を有する者
- ② 上記①に関わらず、派遣会社に登録する有資格者数の不足等により、有資格者の派遣が困難であり、かつ、派遣する事業所等の了解が得られた場合は、無資格の者も代替職員の対象とする。

#### (5) 代替職員の派遣日数等

- ① 代替職員の派遣期間には、現任介護職員が対象研修に参加する期間が含まれているものとする。
- ② 「代替職員を派遣できる日数」＝「派遣先事業所等の研修計画書の研修時間×4÷8（時間日）」以内とする。ただし、代替職員1名あたりの派遣期間の上限は、3ヶ月以内とする。

#### (6) 代替職員の雇用条件等

- ① 派遣会社は、代替職員に雇用（派遣）期間中、給与を毎月支給する。
- ② 給与等の支給額は、派遣会社が代替職員の職種等に応じ、労働条件・市場実勢等を踏まえ適正に設定した金額とする。
- ③ 通勤手当は支給する。
- ④ 派遣会社は、代替職員の雇用に際し、法令の規定に従い、社会保険、雇用保険等に参加する。
- ⑤ 代替職員の1週当たりの勤務日は、派遣先事業所等の勤務態勢に合わせて決定する。
- ⑥ 代替職員の1日の勤務時間・休憩時間は、原則として、派遣先事業所等の日勤の勤務時間（原則8時間）に合わせて決定する。
- ⑦ 代替職員が従事する業務は、研修を受講する介護職員が現に従事する業務を含め、当該事業等における介護に関する業務とする。

### 5 委託業務の概要

- ① 事業所等への事業周知  
派遣会社は、事業所等に対して、事業説明会の開催、文書による事業案内又は個別訪問等により、事業の周知を図る。
- ② 派遣申請書の審査及び取りまとめ
  - ア 派遣会社は、事業所等から提出された代替職員派遣申請書を受け付ける。
  - イ 派遣会社は、事業所等から提出された代替職員派遣申請書を審査したうえで、全体の取りまとめを行う。

③ 代替職員の募集及び選考

派遣会社は、代替職員として派遣する者を青森県福祉人材センターやハローワークへの求人登録、求人広告等により募集し、選考を行う。

代替職員は、年間を通じてそれぞれ適切な時期・方法・人数により、計画的に公募すること。

④ 代替職員の登録

派遣会社は、選考の結果、採用することと決定した者を、一般労働者派遣（登録型派遣）として登録する。

⑤ 代替職員と派遣先事業所等との連絡・調整

ア 派遣会社は、代替職員の居住地と派遣先事業所等の所在地等を勘案して、代替職員及び派遣先事業所等を選定し、それぞれに紹介する。

イ 派遣会社は、代替職員及び派遣先事業所等の合意を得て、派遣決定する。

⑥ 代替職員との雇用契約及び派遣先事業所等との労働者派遣契約の締結

ア 派遣会社は、派遣が決定した場合は、順次、代替職員との間で雇用契約、派遣先事業所等との間で労働者派遣契約を締結する。

イ 派遣会社は、派遣先事業所等から派遣料金（代替職員の賃金、通勤手当、社会保険料、入職時研修費等）の支払いを求めることとする（紹介料金の支払いは求めない）。

ただし、当該年度末までに青森県介護サービス事業所認証評価制度における認証評価を取得した事業所等からは、派遣料金の1/2相当額の支払いを求める。

⑦ 派遣（労務管理、給与等支払等）

ア 派遣会社は、代替職員を派遣先事業所等へ派遣する。

イ 派遣会社は、代替職員に、雇用（派遣）期間中、給与を毎月支給する。

（ア）給与等の支給額は、派遣会社が代替職員の職種等に応じ、労働条件・市場実勢等を踏まえ適正に設定した金額とする。

（イ）時間外勤務を行った場合の人件費（賃金、手当、社会保険料等）は、本事業の対象外とし、派遣先事業所等が負担するものとする。

（ウ）派遣先事業所等の都合により、実施要綱に規定する派遣時間以上の派遣を受けた場合、規定時間を超す時間数に係る人件費（賃金、手当、社会保険料等）は、派遣先事業所等が負担するものとする。

（エ）代替職員の1日の勤務時間は8時間を原則とし、始業及び終業の時刻・休憩時間は、法令の定めるところに従い、派遣先事業所等の日勤の勤務時間に合わせて決定する。

（オ）代替職員1名あたりの派遣期間は3ヶ月以内とする。

⑧ 事業所等への定着に向けた支援

ア 代替職員の派遣前及び派遣期間中に、事業所等に対して、原則正規職員として直接雇用

する意思・採用枠についての確認を徹底すること。

イ 派遣期間中における代替職員の円滑な就労のために、事業所等と各種調整を行うこと。

ウ 事業所等に対して、定着のために必要な支援を実施すること。

エ 事業所等の人材確保、育成・定着に関するニーズ、課題等を把握すること。

## 6 留意事項

- (1) 本事業は、予算の範囲内において実施するものとし、本事業の委託期間内であっても、本事業を終了することがある。
- (2) 派遣会社及び派遣先事業所等は、労働者派遣法その他の関係法令を遵守するものとする。
- (3) 派遣先事業所等は、代替職員に対して職場内福利厚生施設を利用させなければならない。
- (4) 代替職員の派遣期間終了後、当該派遣事業所等が引き続き当該代替職員を雇用しようとする場合において、派遣会社は、当該派遣先事業所等に対して紹介手数料等を請求することはできない。

### 附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。